

平成23年(ワ)第3353号 移送申立事件

(基本事件・当庁平成23年(ワ)第24930号損害賠償請求事件)

決 定

京都府八幡市美濃山御幸1-12エムビル4号

申 立 人	株式会社サンマエデュケーション
同代表者代表取締役	田 中 健 一
同訴訟代理人弁護士	森 岡 久 晃

千葉県

相 手 方	
同訴訟代理人弁護士	小 山 征 史 郎
同	官 嶋 太 郎
同	吉 村 実
同	横 山 聡
同	磯 孝 幸
同	宇 都 官 真 惟 子
同	渡 邊 雅 司

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 本件申立ての趣旨及び理由等

本件申立ての趣旨及び理由は別紙「移送申立書」(写し)のとおりであり、これに対する相手方の意見は別紙「移送申立に対する意見書」(写し)のとおりであるから、それぞれ引用する。

2 当裁判所の判断

- (1) 基本事件は、申立人との間で学習塾のフランチャイズ契約(以下「本件契約」という。)を締結した相手方が、申立人の相手方に対する勧誘行為は、信義則

上の情報提供義務に違反し、欺まんの顧客誘引（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律19条, 2条9項）に該当すると主張して、申立人に対し、不法行為に基づいて損害賠償金等の支払を求める事案である。

相手方が基本事件について東京地方裁判所に訴えを提起したところ、申立人は京都地方裁判所への移送を申し立てた。

- (2) 本件契約に係るフランチャイズ契約書には「本契約の諸取引に関し、訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を裁判管轄とすることに合意した。」旨の管轄条項（以下「本件管轄条項」という。）が定められているところ（甲8〔第36条〕）、申立人は、本件契約に関する紛争については法律構成の如何にかかわらず京都地方裁判所で解決を図るとするのが本件管轄条項の趣旨であり、相手方と申立人との間には、京都地方裁判所を専属の管轄裁判所とする合意が成立しているから、本件は管轄違いである旨を主張する。

そこで検討するに、本件管轄条項にいう「本契約の諸取引」とは、その文言及び上記契約書の他の条項の記載内容からすれば、フランチャイズ契約締結後、同契約に基づいて生じた取引をいうものと解されること、契約締結の準備段階における一方当事者の信義則上の説明義務は、当然にその後に締結された契約に基づくものであるということにならないこと（最高裁平成23年4月22日第二小法廷判決・判例タイムズ1348号87頁参照）からすれば、「本契約の諸取引」に、本件契約締結前の申立人の相手方に対する勧誘行為は含まれないと解するのが相当である。

したがって、相手方と申立人との間の本件紛争について、本件管轄条項は適用されないから、管轄違いを理由とする移送申立ては理由がない。

- (3) 申立人は、本件契約は事業契約であって消費者契約ではないこと、相手方と申立人の双方は、事業者として訴訟リスクも勘案の上、京都地方裁判所を管轄裁判所とする合意をしたこと、申立人は小規模企業であり、法的紛争に対応できる権能を持つのは京都本店しかないことを挙げて、本件を京都地方裁判所で

審理することは、当事者間の衡平にも資する旨を主張する。

申立人の上記主張は、予備的に当事者間の衡平を図るための移送申立て（民法17条）をするものと解されるので検討するに、一件記録によれば、本件契約締結前の申立人の相手方に対する勧誘行為において、申立人に信義則上の情報提供義務違反ないし欺まんの顧客誘引があったか否かを判断するに当たっては、相手方本人及び相手方に対し勧誘行為を行ったとされる申立人の取締役 **■■■■**（以下「**■■■■**」<sup>A</sup>という。）に対する尋問が必要になると予想される。ところ、相手方は千葉県に、**■■■■**<sup>A</sup>は神奈川県にそれぞれ居住していること、申立人は、全国に59の店舗を有する資本金3487万5000円の株式会社である一方、相手方は、個人で学習塾を経営していた者であることが認められる。これらの事実を総合考慮すれば、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために、本件を京都地方裁判所へ移送する必要があると認めることはできない。

- 3 よって、本件申立ては理由がないから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成23年9月16日

東京地方裁判所民事第50部

裁判長裁判官 深 山 卓 也

裁判官 和 久 田 道 雄

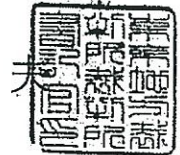
裁判官 原 田 佳 那 子

これは謄本である。

平成23年9月16日

東京地方裁判所民事第50部

裁判所書記官 北本信



未